

県南広域振興局長告示第190号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者が指定通所支援の事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成24年12月28日

県南広域振興局長 田村均次

児童発達支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0350600029	リトルグラス	北上市滑田19地割120番地9	平成24年12月31日
0350600037	児童デイサービス すてっぷ	北上市鳩岡崎3地割100番地13	〃